

介護保険制度

介護保険制度では、介護サービスを利用したときは、かかった費用の原則1割を自己負担します。

サービスを利用できるのは一般的には65歳からですが、認知症と診断された場合は、40歳から利用できます。

現行では、39歳以下の人は対象とはなりません。

介護保険のサービス

自宅で介護している場合に利用できる介護保険のサービスには以下のようなものがあります。この他に、施設で暮らしながら受ける介護サービスもあります。

自宅で受けるサービス

- ホームヘルプサービス(訪問介護)
ホームヘルパーなどが家庭を訪問して、介護や家事の援助をします。
- 訪問看護
医師の指示のもと、看護師などが家庭を訪問し、療養上のお世話などをします。

施設に通って受けるサービス

- デイサービス(通所介護)
デイサービスセンターなどの施設で、日常生活に必要なお世話をします(日帰り)。
- デイケア(通所リハビリテーション)
介護老人保健施設などで、理学療法士や作業療法士がリハビリテーションを行います(日帰り)。

施設に短期間入所して受けるサービス

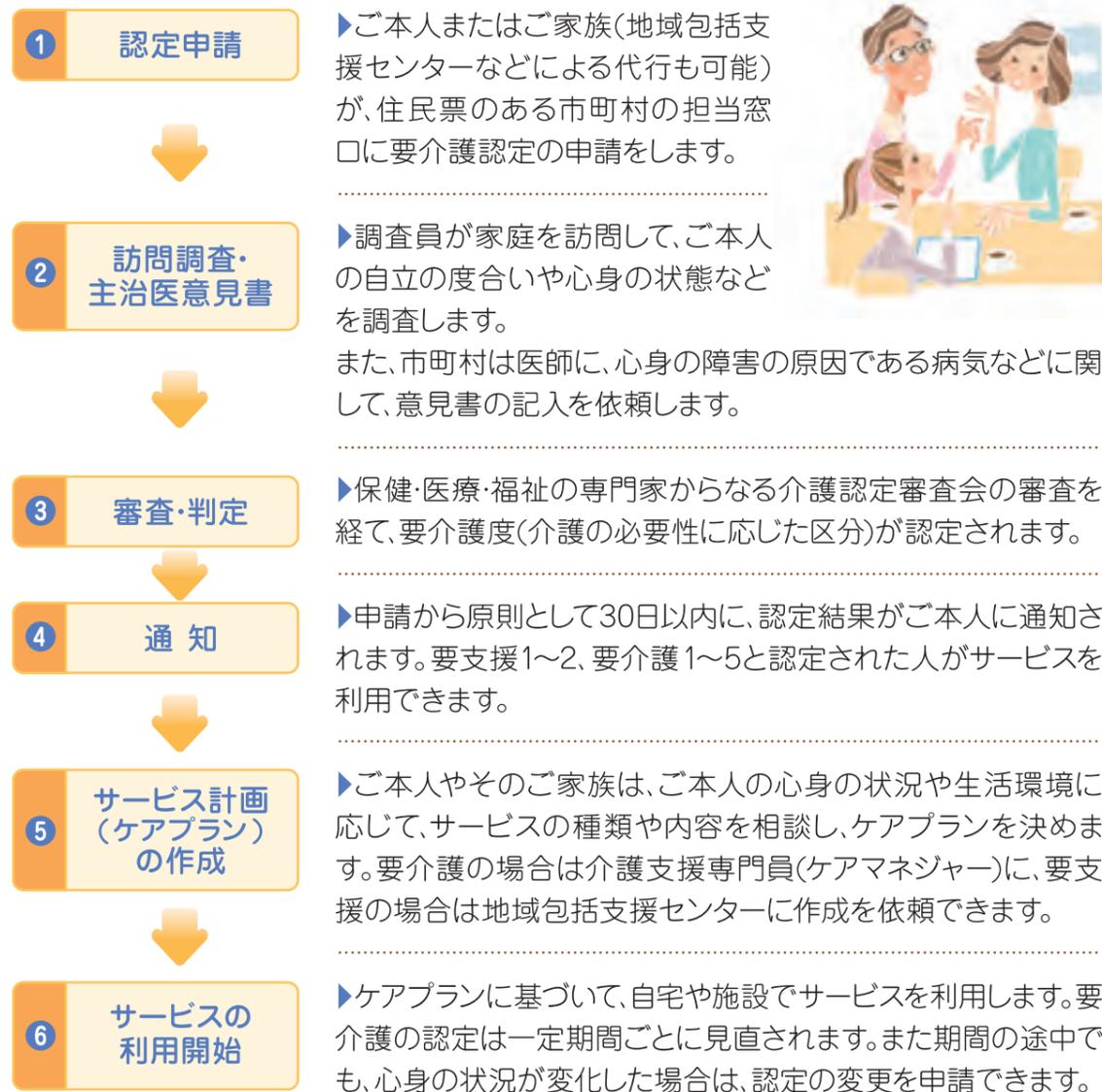
- ショートステイ(短期入所生活介護・短期入所療養介護)
短期間、介護老人福祉施設や介護老人保健施設などに入所して、日常生活の介護やリハビリなどを受けます。

施設に入所して受けるサービス

- 介護老人保健施設
- 特別養護老人ホーム
- 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

申請からサービスを利用するまでの流れ

介護保険は、市町村がどの程度の介護が必要かを認定し、必要度が高い人ほどたくさんのサービスを利用できるしくみです。



成年後見制度

認知症など、判断能力が不十分な人を法律的に保護し、支援する制度です。財産管理や契約等の支援をします。成年後見制度には法定後見制度と任意後見制度があります。法定後見制度には、本人の判断能力の程度により、下記の3つに分類されます。**(法定後見制度)**

- ① 後見…本人の判断能力がまったくない場合
- ② 保佐…判断能力が著しく不十分の場合
- ③ 補助…判断能力が不十分の場合

成年後見人の仕事

本人の意思を尊重し、心身の状態や生活状況に配慮しながら、本人に代わって財産を管理したり、介護サービスなど必要な契約を結び、本人を保護・支援します。最も適任と考えられる人を家庭裁判所が選び、後見人は支援した内容を定期的に家庭裁判所に報告します。

法定後見制度の手続き

- 1 ▶「法定後見人」申し立て窓口は、お住まいの地域の家庭裁判所です。
- 2 ▶「申立書」に加えて、戸籍謄本、住民票、登記事項証明書、医師の診断書等の書類が必要です。
- 3 ▶ 申し立てから審判まで約4か月くらいかかり、費用は戸籍謄本発行手数料や印紙代など(15,000円)と鑑定が必要な場合は、**鑑定料(5~10万円)**がかかります。

「法定後見制度」とは別に、今は大丈夫だが、将来判断能力が不十分になった場合に備えて指定しておく制度が「任意後見制度」です。

任意後見制度は、委任契約による「公正証書」の作成費用(15,000円くらい)と、任意後見監督人への報酬が必要です。

相談窓口：地域包括支援センター、社会福祉協議会、権利擁護センター、日本司法支援センター(法テラス)、弁護士会、司法書士会、家庭裁判所など

北九州市におけるサービス・相談窓口

認知症の人が受けられるサービス

【医療・障害・年金に関する制度・サービス】

自立支援医療(精神通院)の給付

P9参照

指定医療機関の通院治療費(薬代も含む)の自己負担が軽減されます。

対象	精神疾患で通院による継続した治療が必要となったとき
お問合せ	各区役所 高齢者・障害者相談係(P54参照)

精神障害者保健福祉手帳の申請

P7,10参照

障害の状態を1~3級に区分し証明します。手帳を取得すると、税金の優遇措置などのサービスを受けられる条件の証明となったり、企業の障害者雇用枠として働き続けることが可能となる場合があります。

対象	初診から6ヶ月を経過した日以降
お問合せ	各区役所 高齢者・障害者相談係(P54参照)

身体障害者手帳の申請

P7,10参照

障害の程度によって1級から6級までに区分されます。手帳を取得すると、障害福祉サービスや医療、手当、税金の減免などの各種サービスを利用することができたり、企業の障害者雇用枠として働き続けることが可能となる場合があります。

対象	身体上の障害があり、一定以上の障害が持続する場合
お問合せ	各区役所 高齢者・障害者相談係(P54参照)

障害年金の申請

P10参照

病気やけがで仕事を続けることが困難となった一定の障害のある方へ、障害の程度に応じて支給されます。

対象	初診から1年6ヶ月を経過した日以降(65歳に到達するまで)
お問合せ	初診の日に加入していた年金の問合せ窓口
	・国民年金の場合 各区役所国保年金課(P54参照) ・厚生年金の場合 年金事務所
	小倉北年金事務所 093-583-8340 〒803-8588 小倉北区大手町13-3
	小倉南年金事務所 093-471-8873 〒800-0294 小倉南区下曾根1-8-6
	八幡年金事務所 093-631-7962 〒806-8555 八幡西区岸の浦1-5-5

難病医療費の助成

P22参照

指定難病にかかっている方に対する医療費(保険診療による自己負担分)の一部を助成。また、世帯の所得状況に応じて月額自己負担上限額が設定されます。

対象	前頭側頭葉変性症(前頭側頭型認知症あるいは意味性認知症)と臨床診断され、一定程度以上の重症度に該当した場合
お問合せ	各区役所 高齢者・障害者相談係(P54参照)

【就労に関する制度・サービス】

ハローワーク(公共職業安定所)

P13参照

職業相談や職業紹介等を行っています。

業務取扱時間	月～金曜日 8:30～17:15(祝・休日、年末年始は除く)		
お問合せ	ハローワーク八幡 黒崎駅前庁舎	093-622-5566	〒806-0021 八幡西区黒崎三丁目15-3(コムシティ6階)
	ハローワーク八幡 若松出張所	093-771-5055	〒808-0034 若松区本町一丁目14-12(若松港湾合同庁舎1階)
	ハローワーク八幡 戸畑分庁舎	093-871-1331	〒804-0067 戸畑区汐井町1-6(ウェルとばた8階)
	ハローワーク小倉	093-941-8609	〒802-8507 小倉北区萩崎町1-11
	ハローワーク小倉 門司出張所	093-381-8609	〒800-0004 門司区北川町1-18

北九州障害者しごとサポートセンター

P13参照

国・県が設置した「北九州障害者就業・生活支援センター」と市が設置した「北九州市障害者就労支援センター」が一体的に活動する就労支援の拠点です。障害のある人から“働くこと”の色々な悩みについて相談をお受けし、関係機関と連携しながら、解決できるようサポートをしています。

開所時間	月～金曜日 8:30～18:30(祝・休日、年末年始は除く)		
所在地	〒804-0067 戸畑区汐井町1-6(ウェルとばた2階)	電話番号	093-871-0030

障害者職業センター

P13参照

ハローワークと協力して、就職に向けての職業評価、職業指導、職場適応援助者(ジョブコーチ)による就職前及び就職後の職場適応のための援助まで、個々の障害のある人の状況に応じた継続的なサービスを提供しています。

お問合せ	福岡障害者職業センター 北九州支所	受付時間	月～金曜日 8:45～17:00 (祝・休日、年末年始は除く)
所在地	〒802-0066 小倉北区萩崎町1-27	電話番号	093-941-8521

【介護保険サービス・障害福祉サービス】

介護保険サービス

P42,45,46参照

65歳以上の方で、日常生活に支障があり、介護が必要となった場合に利用することができます。なお、初老期における認知症により介護が必要となったときは、40歳から利用申請が行えます。

お問合せ	各区役所 介護保険担当(P54参照)
------	--------------------

障害福祉サービス

P14参照

39歳以下の方や、65歳未満で外傷性に起因するものなど初老期における認知症以外の認知症により介護が必要になったとき等は、障害福祉サービスの利用申請ができます。

お問合せ	各区役所 高齢者・障害者相談係(P54参照)
------	------------------------

【判断能力が不十分な場合に使用できるサービス】

地域福祉権利擁護事業

財産管理等を自分の判断で適切に行うことが困難な高齢者や障害のある人が、住み慣れたまちで長く暮らすことができるよう、財産保管、金銭管理や福祉サービスの利用援助等の支援を行います。

お問合せ	権利擁護・市民後見センター「らいと」	相談受付時間	月～金曜日 8:30～17:00 (祝・休日、年末年始は除く)
所在地	〒804-0067 戸畑区汐井町1-6(ウェルとばた3階)	電話番号	093-882-4914

成年後見制度

P47参照

成年後見制度の利用手続き、必要な書類や費用などの案内については、下記にお問合せください。

お問合せ	福岡家庭裁判所小倉支部後見係 093-561-3431 〒803-8531 小倉北区金田1-4-1
------	---------------------------------------------------

認知症行方不明者等SOSネットワークシステム

P37参照

認知症の高齢者等の情報をあらかじめ登録しておくことで、万一、所在不明となった場合に、警察と行政機関や交通機関、地域ネットワークの協力機関等と連携し、行方不明の情報提供・情報共有を行い、早期発見・早期保護を図るしくみです。

対象	徘徊行動が見られる認知症の人の ・家族 ・成年後見人(補佐人、補助人) ・主たる介護者(身寄りがない場合)
お問合せ	各地域包括支援センター、各区役所 高齢者・障害者相談係(P54参照)

認知症高齢者等位置探索サービス

P37参照

認知症の高齢者等がGPS専用端末を持っておくことで、万一、所在不明になったときに、家族などが位置情報を探索できるサービスです。

対象	介護保険の要介護認定において要介護者または要支援者と認められた認知症の人で、徘徊行動が見られる人を介護している家族 ※介護保険施設、養護老人ホームなどに入所、又は病院に入院している人の家族は利用できません。
お問合せ	各地域包括支援センター、各区役所 高齢者・障害者相談係(P54参照)

【その他の制度のお問合せ窓口】

ヘルプマーク

外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成されたマークです。障害の特性や具体的な支援内容をあらかじめ記入できる、ストラップ型のマークやヘルプマークがデザインされたカードを配布しています。



対象	義足や人工関節を使用している人、内部障害などを含む身体障害や知的障害、精神障害、発達障害、難病、認知症の人など、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている人
お問合せ	・「ストラップ型ヘルプマーク」の配布 保健福祉局障害福祉企画課 093-582-2453 ・「ヘルプカード」の配布 各区役所 高齢者・障害者相談係(P54参照)

傷病手当金

P9、11参照

対象	「協会けんぽ」または「健康保険組合」に加入している事業所にお勤めの方
お問合せ	職場の人事部など

特別障害者手当

対象	身体または精神に著しい重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方
お問合せ	各区役所 高齢者・障害者相談係(P54参照)

雇用保険

P12参照

お問合せ	ハローワーク(P49参照)
------	---------------

健康保険

P12参照

お問合せ	職場の総務部など、加入している医療保険の窓口(協会けんぽ等) 各区役所 国保年金課(国民健康保険)(P54参照)
------	-------------------------------------------------------------

生命保険、住宅ローン

P12参照

お問合せ 生命保険会社、金融機関の担当課

家族を支援するサービス

若年性認知症介護家族交流会

若年性認知症の方を介護しているご家族やご本人が集まり、ともに考え励まし合い、認知症や介護について学びあうための交流会です。

開催日時 原則として偶数月に開催 13:00～15:00 ※奇数月は、認知症介護家族交流会を開催
 開催場所 認知症支援・介護予防センター、生涯学習センターなど
 お問合せ 認知症支援・介護予防センター 093-522-8765

高齢者見守りサポーター派遣

介護疲れでリフレッシュしたいときや買い物で外出したいときなど、認知症高齢者等に関する知識を持ったサポーターが自宅を訪問し、高齢者の見守りや話し相手を行います。

お問合せ 北九州市社会福祉協議会 093-873-1296
 申込み 各地域包括支援センター(P54参照)

「介護マーク」交付事業

男性介助者が女性トイレに付き添いで入る場合など、周囲からの偏見や誤解の目を解消することを目指し、外出先で介護していることを示す「介護マーク」を希望者に交付します。



お問合せ 各地域包括支援センター、各区役所 高齢者・障害者相談係(P54参照)

認知症の人を地域で支える取組み

認知症サポーター養成講座

認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り・支える認知症サポーターの養成に取り組んでいます。町内会や老人クラブなどの地域団体の会合、企業や商店の研修、学校での授業などに講師が出向き、講座を行います。

お問合せ 認知症サポーターキャラバン事務局(北九州市社会福祉協議会) 093-873-1296

認知症サポーターメール

メールアドレスを登録した認知症サポーターに対し、認知症に関する講演会や認知症等による行方不明者の情報(認知症高齢者等SOSネットワークシステム登録者のみ)をメールで配信しています。

お問合せ 認知症支援・介護予防センター 093-522-8765

認知症カフェ

北九州市では、認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う「認知症カフェ」の設置を推進しています。市内の「認知症カフェ」をホームページなどに掲載して情報提供しています。



お問合せ 認知症支援・介護予防センター 093-522-8765
 ホームページ <http://www.city.kitakyushu.lg.jp/page/ninkai-center/>

いろいろな相談窓口

【若年性認知症に関する相談】

北九州市 認知症支援・介護予防センター(若年性認知症の相談窓口)

P5参照

若年性認知症支援コーディネーターが相談に応じます。面接相談は事前にご連絡ください。

相談受付時間 月～金曜日 9:00～17:00(祝・休日、年末年始は除く)
 所在地 〒802-8560 小倉北区馬借1-7-1(総合保健福祉センター5階)
 電話番号 093-522-8765

福岡県若年性認知症サポートセンター

相談受付時間 火～土曜日 10:00～16:00(お盆、年末年始は除く) ※面談は要予約
 電話番号 092-574-0196
 ※令和3年4月以降電話番号等を変更する可能性がありますので、4月以降は福岡県HP(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/jyakunensei.html>)で電話番号等をご確認の上御相談ください。

若年性認知症コールセンター

P6参照

所在地 〒474-0037 愛知県大府市半月町三丁目294番地
 相談受付時間 月～土曜日 10:00～15:00
 電話番号 0800-100-2707(無料)
 ホームページ <https://y-ninchisyotel.net/>

NPO法人 若年認知症サポートセンター

所在地 〒160-0022 東京都新宿区新宿1-9-4 中公ビル御苑グリーンハイツ605
 相談受付時間 月・水・金曜日 10:00～17:00
 電話番号 03-5919-4186
 ホームページ <http://www.jn-support.com/>

【認知症の人の介護に関する相談】

地域包括支援センター

P6参照

高齢者のための保健・医療・福祉・介護の「総合相談窓口」です。「一人暮らしのため今後のことが心配」、「もの忘れが気になっている」、「介護のことで相談したい」、「お金の管理をどうしたらよい?」といった幅広い相談に応じます。市民の皆さまが気軽に相談できるよう、各区役所・出張所(東谷出張所を除く)に設置しています。

相談受付時間 月～金曜日 8:30～17:00(祝・休日、年末年始は除く)
 お住まいの地区の地域包括支援センター 区役所代表番号にご連絡ください(P54参照)
 各地域包括支援センターの電話番号は、こちらのQRコードから確認することもできます。



認知症・介護家族コールセンター

ご本人や家族などが抱える不安や悩みなどを、認知症介護の経験者に電話相談できます。面談による相談も受け付けます。(面談場所:認知症支援・介護予防センター内相談室)

相談受付時間 火～土曜日 10:00～15:00(面談は要予約)(祝・休日、年末年始は除く)
 電話番号 0120-142-786 または 093-522-0150

福岡県認知症介護相談窓口

認知症の人や、その人を介護する家族の方が抱える不安や悩みについて、認知症の人の介護経験のある人が、電話や面談により相談をお受けします。

- 面談場所 クローバープラザ(福岡県春日市原町三丁目1-7)
- 相談受付時間 水・土曜日の11時～16時(面談は要予約)
- 電話番号 092-574-0190

公益社団法人 認知症の人と家族の会

- 電話番号 電話相談専用 0120-294-456(月～金曜日 10:00～15:00 祝日を除く)
※携帯・PHS:075-811-8418 <http://www.alzheimer.or.jp/>

認知症110番(公益財団法人 認知症予防財団)

- 電話番号 0120-654-874(月・木曜日 10:00～15:00)

【障害のある人の相談】

北九州市障害者基幹相談支援センター

P6参照

障害のある人やその家族から様々な相談を受け付ける「よろず相談窓口」であり、訪問支援(アウトリーチ)を含む相談対応を行います。地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように支援します。

- 開館時間 月～金曜日 9:00～17:45(祝・休日、年末年始は除く)
- 所在地 〒804-0067 戸畑区汐井町1-6(ウエルとばた6階)
- 電話番号 093-861-3045(電話相談は24時間365日受付)

【財産管理や法律に関する相談】

高齢者・障害者あんしん法律相談

支援が必要な高齢者や障害のある人およびその家族が抱える「財産管理」「相続」などの法律相談に、福岡県弁護士会北九州部会の弁護士が無料で応じます。

- 開催日時 毎月開催(原則第3木曜日の午後) 各区役所 高齢者・障害者相談係(P54参照)

北九州市成年後見支援センター

P47参照

高齢者や障害のある人の成年後見制度に関わるさまざまなご相談を専門スタッフが受け付けます。

- 相談受付時間 月～金曜日 9:00～17:00(祝・休日、年末年始は除く)
- 所在地 〒804-0067 戸畑区汐井町1-6(ウエルとばた3階)
- 電話番号 093-882-9123

【医療に関する相談】

ものわすれ外来協力医療機関

P39参照

認知症についての不安や心配がある人が気軽に相談・受診でき、認知症サポート医のいる医療機関です。様々な診療科があるため、本人にとって受診しやすいところを選ぶことができます。

- お問合せ 認知症支援・介護予防センター 093-522-8765
- ホームページ <http://www.city.kitakyushu.lg.jp/page/ninkai-center/>



認知症疾患医療センター

P39参照

認知症の専門医療機関として、認知症についての医療福祉相談を行う電話相談窓口を設置しています。初診前相談や医療機関紹介も行っています。(相談は無料)



- お問合せ 認知症支援・介護予防センター 093-522-8765

認知症の専門医

P39参照

- ・日本老年精神医学会認定 こころと認知症を診断できる病院&施設 <http://www.rounen.org/>
- ・日本認知症学会 専門医 <http://dementia.umin.jp/>

「もの忘れ外来」「認知症外来」として認知症の診断・治療を行っている医療機関

- ・ふくおか医療情報ネット <http://www.fmc.fukuoka.med.or.jp/qq/qq40gnmenult.asp>

ホームページ

若年性認知症コールセンターホームページ

【<https://y-ninchisyotel.net/>】 若年性認知症に関する知識や情報を掲載しています。

認知症介護情報ネットワーク(DCネット)

【<https://www.dcnet.gr.jp/>】 認知症介護研究・研修センターが運営するホームページで介護に関する様々な知識が得られます。

WAM NET(ワムネット)

【<https://www.wam.go.jp/>】 全国の介護保険サービスを提供する事業者などを検索できます。

区役所窓口一覧

地域包括支援センターへは区役所代表番号にご連絡ください。

各地域包括センターの電話番号は、こちらのQRコードからも確認できます。



区	保健福祉課		区役所代表	区役所所在地
	高齢者・障害者相談コーナー			
	介護保険担当	高齢者・障害者相談係		
門司区	331-1894	321-4800	331-1881	門司区清滝一丁目1-1
小倉北区	582-3433	582-3430	582-3311	小倉北区大手町1-1
小倉南区	951-4127	952-4800	951-4111	小倉南区若園五丁目1-2
若松区	761-4046	751-4800	761-5321	若松区浜町一丁目1-1
八幡東区	671-6885	671-4800	671-0801	八幡東区中央一丁目1-1
八幡西区	642-1446	645-4800	642-1441	八幡西区黒崎三丁目15-3
戸畑区	871-4527	881-4800	871-1501	戸畑区千防一丁目1-1

※市外局番(093)